

指定居宅介護支援事業所アルテハイム鈴鹿

重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けております
三重県指定 第64号

居宅介護支援とは

ご契約者が、居宅での介護サービスやその他の保健・医療・福祉サービス等を適切に利用し、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、次の支援を実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等のご希望などをお伺いして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成いたします。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、また居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

当事業所の相談援助サービス利用は原則として「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。また要介護認定の申請に関する代行手続きも行わせていただきます。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 誠仁会 |
| (2) 法人所在地 | 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号 |
| (3) 電話番号 | 059-378-1417 |
| (4) 代表者氏名 | 田中 彩子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和63年 4月 1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業の目的 | 介護支援専門員が利用者及びその家族等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて自立した日常生活を営むことができるように、本人や家族等の意向等を勘案し、サービスの種類、内容等を定めた計画を作成し、サービスが継続して提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整や、必要に応じて介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 アルテハイム鈴鹿
平成11年 7月30日指定 三重県第64号 |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号 |
| (5) 電話番号 | 059-370-1926 |
| (6) 管理者氏名 | 古澤 みか |
| (7) 事業所の運営方針 | ①本事業は利用者が住み慣れた地域で、尊厳を保持して暮らすことを推進するための取り組みである地域包括ケアシステムの一環として、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が出来るよう配慮して援助に努める。
②本事業は利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の日常生活全般を支援できるよう、利用者の選択に基づき、保健・医療・福祉のサービスや地域住民の自発的活動によるサービスなど、多様な主体から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
③本事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することの無いよう、公正中立に行う。
④本事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設、障害者の特定相談支援事業所等との綿密な連携に努める。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 4年 4月 1日 |

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常事業の実施地域 鈴鹿市 亀山市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日、但し 12 月 30 日～1 月 3 日は除く
受付時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

* 場合によっては、上記の時間以外にも相談に応じます。

* 24 時間の連絡可能な体制をとっております。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する者として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	合計
管理者（主任介護支援専門員）	1		1
主任介護支援専門員			
介護支援専門員	3	2	5

* 職員の配置は、指定基準を遵守しております。

* 管理者は、主任介護支援専門員を兼務しております。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供いたします。

(1) サービス内容

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭等を訪問して、その心身の状況や様々な環境等を把握した上で居宅サービス及びその他の必要な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮した居宅サービス計画を作成します。

介護支援専門員は、ご契約者の状況等に関する情報を共有し、共通の目標を達成することができるよう、関係者を召集して行うサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画を作成します。医療サービスを利用する場合には、ご契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、作成した居宅サービス計画は主治の医師等に交付します。

居宅サービス計画の作成に当たっては、ご契約者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能ですので、ご遠慮なくお申し出ください。尚、当事業所における半期ごと（毎年3月から8月、9月から2月）のサービス計画総数のうち、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた割合やその利用事業者の上位割合についてもお示しします。（別紙）

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

○ご契約者及びご家族等と、定められた国の基準に基づく定期的な訪問、またはテレビ電話装置等による面接を行い記録に残すこと、指定居宅サービス事業者等の作成する個別サービス計画書の提出を求め継続的に連絡調整を行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握いたします。

○ご契約者に係る服薬状況、口腔機能その他の心身又は生活の状況等の情報の内、必要と認めるものを、ご契約者の同意を得て医師、歯科医師、薬剤師に提供します。

○ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

④介護保険施設等への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護への入院・入所・登録を希望される場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、全額をいったんお支払いいただき、領収書及びサービス提供証明書を発行いたします。償還払いの申請手続きをしてください。

*別紙「居宅介護支援利用料」ご参照ください。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定いたします。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員交替の申し出

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものといたします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名をすることは出来ません。

(3) 電磁的記録及び電磁的方法の取扱い

一連の居宅介護支援の提供に際しては、個人情報保護に十分留意し、事前にご契約者またはご家族等の承諾を得た上で、以下の取扱いを行う場合があります。

○電磁的記録による書面作成、保存

○電磁的方法による交付、説明、同意、承諾、締結等

(4) 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）、テレビ電話装置等の活用

一連の居宅介護支援の提供に際しては、個人情報保護に十分留意し、事前にご契約者またはご家族等の承諾を得た上で、以下の取扱いを行う場合があります。

○テレビ電話装置その他の情報通信機器による事業所内外での情報共有、会議、面談等

7. 苦情の受付について

① 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿

事業課長 原 佳隆

TEL (059) 370-0653

○受付時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

但し12月30日～1月3日は除く。

* 場合によっては、上記の時間以外にも受付いたします。

② 当事業所以外でも苦情やご相談等については、下記の窓口でも受け付けています。

○鈴鹿亀山地区広域連合 TEL (059) 369-3205

○国保連合会 介護保険課 TEL (059) 222-4165

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してのサービスを提供するにあたり、以下のことを遵守いたします。

① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付いたします。

② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付いたします。

③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏らすことはいたしません。

(守秘義務)

④ 主治の医師等に対して、居宅サービス計画の交付及び必要な情報伝達を行い、医療機関との連携に努めます。

尚、ご契約者が病院又は診療所に入院する場合には、ご契約者の日常生活上の能力や利用していたサービス等の情報を共有し、退院の支援や、退院後の円滑な生活への移行を支援するために、入院先医療機関へ担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。

⑤ ご契約者の看取り期を支援するため、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省 H30 年 3 月版）に沿った支援を行えるよう努めます。

⑥ ご契約者の尊厳の保持や人格尊重が達成されるよう、虐待防止や身体的拘束等の適正化の推進に努めます。また、虐待事案発生時は地域包括支援センターや市町村窓口への速やかな通報や、調査等への協力を行います。

⑦ 感染症や災害が発生した場合でもご契約者が継続して支援を受けられるよう、居宅介護支援の継続的な実施や、非常体制下でも早期の業務再開を行えるよう努めます。

⑧ 質の高いケアマネジメント業務を行うため、事業所の体制を整えると共に、介護支援専門員各自が研鑽に努めます。

9. 損害賠償について

事業者の責任においてご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. ハラスメント行為の禁止

ご契約者及びそのご家族等は、事業者もしくは介護支援専門員等に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言・暴力、セクシュアルハラスメント、その他適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行うことは認められません。

万が一、これらに該当する行為が確認された場合、事業所は速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等による警告を行います。また、職員の安全確保のために複数名での訪問体制への切り替えや、サービスの臨時停止措置を講じることがあります。

10. 契約の終了に関して

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとなっておりますが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様といたします。

契約期間中は、以下の事由が無い限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了いたします。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 介護保険認定により、ご契約者の心身の状況が「非該当」と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合（ただし、在宅復帰を目標とした介護老人保健施設への入所の場合を除く）
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業者が介護保険法の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から契約解除をすることができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約の申し出をして下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することが出来ます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由無く、本重要事項に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意、又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者またはご家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者またはご家族等が、著しい迷惑行為（ハラスメント）や、故意又は重大な過失により事業者、介護支援専門員、又はサービス提供従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

居宅介護支援利用料		重要事項説明書 別紙
厚生労働大臣が定める基準による居宅介護支援利用料は次の通りです。		
ご契約者の要介護度が要介護1～5に該当の場合は、ご契約者負担はありません。尚、要支援1～2に該当の場合は、地域包括支援センターとの利用契約書をご確認ください。		
又、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、全額を一旦お支払い下さい。		
居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） 一人当たりの担当件数が45件未満に該当する部分	要介護 1・2 要介護 3・4・5	1,086単位／月 1,411単位／月
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） 一人当たりの担当件数が45件以上60件未満に該当する部分	要介護 1・2 要介護 3・4・5	544単位／月 704単位／月
居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） 一人当たりの担当件数が60件以上に該当する部分	要介護 1・2 要介護 3・4・5	326単位／月 422単位／月
特定事業所加算		
特定事業所加算（Ⅰ） 事業所が特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、届け出を行った場合		519単位／月
特定事業所加算（Ⅱ） 事業所が特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を満たし、届け出を行った場合		421単位／月
特定事業所加算（Ⅲ） 事業所が特定事業所加算（Ⅲ）の算定要件を満たし、届け出を行った場合		323単位／月
特定事業所加算（A） 事業所が特定事業所加算（A）の算定要件を満たし、届け出を行った場合		114単位／月
特定事業所医療介護連携加算		
上記（Ⅰ）～（A）のいずれかを取得し、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算を規定回数以上算定し、届け出を行った場合		125単位／月
ターミナルケアマネジメント加算		
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関するご利用者やご家族の意向を把握した上で、主治医の助言を得つつ、ご利用者、そのご家族の同意を得た上で通常よりも頻回な訪問を行い、状態変化やサービス変更必要性の把握、また、その情報を記録し、主治医及びサービス事業所へ情報提供を行った場合		400単位／月
入院時情報連携加算		
入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院又は診療所に対して、入院当日中に必要な情報提供を行った場合		250単位／月
入院時情報連携加算（Ⅱ） 病院又は診療所に対して、入院後3日以内に必要な情報提供を行った場合		200単位／月
退院・退所加算		
退院・退所に際して、医療機関等の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（医療機関等との連携の回数や担当医等とのテレビ電話装置等の活用も含んだカンファレンスへの参加の有無により単位数を上乗せする）		450 、 900単位／月
通院時情報連携加算		
ご利用者が医師または歯科医師（以下医師等）の診察を受ける際に、同意を得た上で同席し、医師等にご利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からも必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合		50単位／月
初回加算		
新規及び2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けたご利用者について、初回の居宅サービス計画を作成した場合		300単位／月
緊急時等居宅カンファレンス加算		
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合		200単位／月
その他		
居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、ご利用者の死亡等によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められる場合、居宅介護支援の基本報酬（居宅介護支援費Ⅰ）の算定を行う		
介護職員等処遇改善加算		
キャリアパスや職場環境等についての定められた算定要件を満たすことで、所定単位数に加算率を乗じる。		2.1%
（令和 8年 6月 1日より適用）		